

長野県消費者被害救済委員会運営要領

制定 平成 22 年 2 月 15 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、長野県消費生活条例（平成 20 年長野県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 23 条に規定する長野県消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）が知事の付託に応じてあつせん又は調停を行う場合の委員会の運営について定めるものとする。

(委員会の開催)

第 2 条 委員会の会長（以下「会長」という。）は、条例第 23 条の付託があつた場合は、その都度委員会を開催する。ただし、1 月以内に複数の案件の付託があつた場合は、まとめて開催することができるものとする。

2 会長が議長となり、審議を行う。

(事実の調査)

第 3 条 委員会は、あつせん又は調停のための事実の調査を行うにあたり必要があると認めるときは、当事者、関係人等に対して資料の提出又は説明若しくは意見を求めることができる。

(公開等)

第 4 条 委員会による審議（前条の規定による事実の調査を含む）は原則として非公開とする。

2 委員会は、長野県個人情報保護条例（平成 3 年長野県条例第 2 号）に基づいて、適切に個人情報を取り扱わなければならない。

(委員の排斥)

第 5 条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審議に参加することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、審議に出席し、発言することができる。

- (1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が紛争の当事者又は法人である当事者の代表であるとき、又はあつたとき。
- (2) 委員が紛争の当事者の 4 親等内の血族、3 親等内の姻族又は同居の親族であるとき、又はあつたとき。
- (3) 委員が紛争の当事者の成年後見人、保佐人、補助人及びその監督人又は任意後見人及びその監督人であるとき。
- (4) 委員が紛争について当事者の代理人であるとき、又はあつたとき。

(救済方法の決定)

第 6 条 あつせん又は調停による解決方法は、委員の協議により決定する。

2 前項の決定においては、出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(和解の成立)

第7条 あっせん又は調停により当事者間で和解が成立した場合は、委員会は当事者に和解契約書を作成させて双方に所有させるとともに、当該契約書の写しを保管しておく。

(救済手続きの終了)

第8条 あっせん又は調停を行ったが、紛争が解決できないことが明らかになった場合及び消費者である当事者が、委員会による紛争解決を望まなくなった旨を申し出た場合は、委員会は救済手続きを終了する。

2 前条又は前項により紛争手続きが終了した場合は、委員会は紛争処理結果を知事に報告するものとする。

(庶務)

第9条 救済委員会の庶務は、長野県県民文化部くらし安全・消費生活課において処理する。

附 則

この要領は、平成22年2月15日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。